

原村久保地尾根西墓地合葬式墓地に係る Q&A

申請について

- Q 1 一般墓地（久保地尾根墓地、久保地尾根西墓地）に焼骨を埋蔵していますが、住所及び本籍は村外にあります。一般墓地（久保地尾根墓地、久保地尾根西墓地）から改葬し、合葬式墓地の使用申請をすることは可能ですか。
- A 1 可能です。一般墓地（久保地尾根墓地、久保地尾根西墓地）からの改葬の場合、申請者の住所及び本籍は問いません。ただし、一般墓地（久保地尾根墓地、久保地尾根西墓地）については、返還の手続きを行っていただき、使用区画の現状復帰をしていただく必要があります。
- Q 2 村内に所在する墓地に焼骨を埋蔵していますが、住所及び本籍は村外にあります。村内に所在する墓地から改葬し、合葬式墓地の使用申請をすることは可能ですか。
- A 2 可能です。村内に所在する墓地からの改葬の場合、申請者の住所及び本籍は問いません。申請の際の添付書類として、申請者本人の住民票の写し及び被埋蔵者の住民票の除票の写しに加え、埋蔵証明書の提出が必要です。
- Q 3 既に墓地に複数名分の焼骨を埋蔵しています。複数名分の焼骨を改葬したい場合、1枚の申請書でまとめて使用許可の申請することは可能ですか。
- A 3 使用許可申請は、埋蔵いただく焼骨1体毎に申請いただく必要があります。墓地、埋葬等に関する法律及びその施行令では、納骨堂の管理者は死亡者の住所、氏名等を記載した帳簿を備えることと定められているため、焼骨1体毎に申請をいただく必要があります。

将来において自己の焼骨を埋蔵するための申請について

- Q 4 将来において自己の焼骨を埋蔵するために申請を行い、使用許可を受けた後に、村外に転出することになりました。使用権はどうなりますか。
- A 4 使用権は残ります。将来において自己の焼骨を埋蔵するために申請を行い、使用許可を受けた後に村外に転出することになった場合には、「原村墓地使用変更届出書」において、住所変更の届出をしてください。また、いかなる場合においても立会人を常に明らかにしてください。
- Q 5 立会人について選定要件はありますか。
- A 5 立会人について、選定要件はありません。納骨の際の手続きや立会いを行っていただける方をご選定ください。また、立会人は常に明らかにし、自己の責任において立会人への説明をお願いします。

Q 6 申請時に選定した立会人が、納骨時に立会いを行うことが困難になってしまいました。どうすればよいですか。

A 6 立会人が納骨時に立会いを行うことが困難になってしまった場合には、「原村墓地使用変更届出書」により立会人の変更の手続きをお願いいたします。

納骨について

Q 7 焼骨を既に所有していて、使用の許可を受けました。焼骨はいつまでに埋蔵すればいいですか。

A 7 合葬式墓地使用者と被埋蔵者が同一でない場合は、許可を受けた日から1年以内に納骨を行ってください。許可を受けた日から1年を経過しても焼骨が埋蔵されない場合には、使用許可の取り消しとなります。

Q 8 埋蔵する容器や骨袋の中に、焼骨と合わせて写真や遺品を埋蔵することはできますか。

A 8 焼骨以外を埋蔵することはできません。

その他

Q 9 使用申請時に支払う使用料以外に、毎年の管理料等の費用はかかりますか。

A 9 毎年の管理料はかかりません。合葬式墓地の使用にかかる費用は申請時に納めていただく使用料のみです。

Q 10 墓誌板を紛失してしまった場合、再交付は受けられますか。

A 10 墓誌板の再交付を行うことはできません。刻名ののち墓誌掲示板に掲示するまで大切に保管してください。

Q 11 お参りの際に、埋蔵場所（納骨堂）の中に入ることはできますか。

A 11 焼骨の埋蔵、改葬または分骨をする場合を除き、埋蔵場所に立ち入ることはできません。

Q 12 献花、線香、果物や飲み物等のお供えはできますか。

A 12 お供えは可能ですが、お参り後は必ずお持ち帰りをお願いします。また、花立や線香皿等のお参りのための器具はありませんので、ご自身でご準備をお願いします。

Q 13 礼拝エリアで宗教的儀式を行うことはできますか。

A 13 納骨時を除き、礼拝エリアを含む合葬式墓地内で宗教的儀式を行うことはできません。